

●香川県監査委員公表第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年11月30日

香川県監査委員 仲 山 省 三
 同 鍋 嶋 明 人
 同 綾 田 福 雄
 同 黒 島 啓

- 1 監査対象部局 水道局
- 2 監査対象年度 平成23年度
- 3 措置の状況

	監査の結果（対象機関）	措 置 の 状 況
指導注意事項	<p>ア 手当の支給について 超過勤務等命令簿について、命令時間又は退庁時間が記載されていないものがあった。 また、修正液を使用して訂正していたものがあった。（県営水道事務所）</p> <p>イ 工事請負契約について 工事請負契約書について、契約保証金額欄に金額等を記載すべきところ、空欄になっているものがあった。（県営水道事務所）</p> <p>ウ 物品の管理について (ア) ETCカードを使用したにもかかわらず所属長の使用承認を速やかに得ていないものがあるなど、使用者への指導や管理が十分に行われていなかった。（県営水道事務所）</p>	<p>ア 手当の支給について 記入漏れのあった命令時間及び退庁時間について、直ちに超過勤務等命令簿へ記載した。 今後は、勤務時間確認者等に対して、命令時間等の記載漏れがないよう、また、誤りがあった場合は、その部分に二線を引き、上部又は右側に正書した上で訂正印を押印するよう、指導した。</p> <p>イ 工事請負契約について 契約書の契約保証金額欄が空欄となっていたものについては、内容を確認のうえ、直ちに金額等を記載した。 今後は保証内容に応じて金額等を適正に記載するよう、職員に対する周知を徹底した。</p> <p>ウ 物品の管理について (ア) 所属長の使用承認を得ていないものについては、直ちに所属長の使用承認を受けた。 今後は、ETCカードの事務取扱要領を遵守するとともに、使用管理簿に登載し、所属長の使用承認を受けた後に、カードの保管責任者からカードの交付を受けるよう、職員に対する周知を徹底した。</p>

	<p>(イ) 薬品ごとの受払簿は作成されていたが、在庫チェック時に保管量と受払簿が違う場合の追跡調査等を行わないなど、管理が十分にできていなかった。</p> <p>また、修正液による訂正も多々あった。(県営水道事務所)</p>	<p>また、併せて、保管責任者において適切な指導管理を行うよう、指導した。</p> <p>(イ) 薬品の保管量と受払簿が相違していた部分について追跡調査を行った結果、受払簿への記載漏れが確認されたことから、これを補正した。</p> <p>在庫チェックについては、今後は、複数の職員により、保管量と受払簿が一致するまで行うこととした。</p> <p>また、記載誤りを訂正する場合は、その部分に二線を引き、上部又は右側に正書した上で、作成者の訂正印を押印するよう、職員に対する周知を徹底した。</p>
--	---	--